

診療報酬改定に伴う揭示事項（2026年6月～）

当クリニックでは、厚生労働省の規定に基づき、以下の体制で診療を行っています。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報（受診履歴、薬剤情報、特定健診情報等）を、診察室等で医師が閲覧・活用できる体制を整え、質の高い医療の提供に努めています。電子カルテ情報共有サービスを活用し、他の医療機関等との間で診療情報を電子的に共有・連携できる体制を整備しています。電子処方箋の発行体制を整えています。

2. 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療従事者の適切な処遇改善（賃金改善）を実施し、安定した医療提供体制を維持するため、所定の評価料を算定しています。本評価料は日々の診療や患者様対応に尽力しているスタッフの賃金改善に充てられます。

3. 外来感染対策向上加算

院内感染管理者を配置し、職員全員で組織的な院内感染対策を推進しています。定期的な院内巡回や、全職員を対象とした感染対策研修を年2回以上実施しています。地域の基幹病院や医師会と連携し、定期的な情報共有やアドバイスを受ける体制を整えています。

4. 発熱患者等対応加算

当クリニックでは、過去の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる症状（呼吸器症状、発疹、消化器症状など）を呈する患者様の診療を行っています。院内感染防止のため、発熱等の症状がある患者様は、一般の患者様と導線を分けた「専用の診療スペース」にて診療を行います。そのため、発熱等で受診を希望される場合は、ネットまたは電話での予約の際にその旨お伝えいただき、来院当日、当院へ到着された際に電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

5. 明細書発行体制等加算

個別の算定項目の内容が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行をご希望されない場合は受付にその旨をお申し出ください。